

第27号議案

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和60年豊川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「その登録に係る印鑑を押した」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、押印を求めている手続の見直しを図るため、印鑑登録証受領書における押印を廃止する必要があるからである。